

島根県警察職員リフレッシュ休暇制度実施要綱

(平成3年3月25日島警第124号県警察本部長例規通達)

第1 趣旨

この要綱は、島根県警察職員(現に島根県警察に勤務する職員をいう。以下「職員」という。)が心身のリフレッシュ及び自己啓発を図るため、計画的に取得する年次有給休暇(以下「リフレッシュ休暇」という。)制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 リフレッシュ休暇の性格

リフレッシュ休暇は、職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)第5条に規定する年次有給休暇をもって充てるものとする。

第3 リフレッシュ休暇の種類、対象職員、日数及び実施時期

リフレッシュ休暇の種類、対象職員、日数及び実施時期は、別表のとおりとする。

第4 職員の心得

- (1) 職員は、リフレッシュ休暇の取得に当たっては、制度の趣旨を認識し、積極的に活用するものとする。
- (2) 職員は、リフレッシュ休暇を取得しようとするときは、島根県警察職員の服務に関する訓令(平成10年島根県警察訓令第24号)第22条に規定する休暇願届カードにリフレッシュ休暇の種類を記載して所属長に届け出るものとする。

第5 所属長の措置

- (1) 所属長は、リフレッシュ休暇の効果的な運用に努めるとともに、実施計画を策定するなど職員が休暇を円滑かつ公平に取得できるよう配慮しなければならない。
- (2) 所属長は、職員から前記(1)の届出があった場合において、業務運営上の支障があると認めるときは、実施時期の変更など必要な調整を行うものとする。

